証券コード　3001
平成27年３月27日

株　主　各　位

東京都中央区明石町６番４号
片倉工業株式会社
代表取締役社長　佐　野　公　哉

第106回定時株主総会決議のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、本日開催の当社第106回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬　具

記

報告事項　１．第106期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
２．第106期（平成26年１月１日から平成26年12月31日まで）計算書類報告の件
　本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
　本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は１株につき10円と決定いたしました。

第２号議案　定款一部変更の件
　本件は、原案のとおり承認可決されました。
　変更の内容は、後記のご参考をご参照ください。

第３号議案　取締役８名選任の件
　本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に竹内彰雄、佐野公哉、田中淳、片倉康行、前山忠重の５氏が再選され、新たに古田良夫、本間淳一、岩ケ谷研司の３氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
　なお、前山忠重および岩ケ谷研司の両氏は、社外取締役であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査役に新井融および大森邦雄の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以　上

役員人事についてのお知らせ

本総会終了後に開催されました取締役会において、取締役会長に竹内彰雄、代表取締役社長に佐野公哉、専務取締役に田中淳、常務取締役に古田良夫、本間淳一の各氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

また、監査役会の決議により、常勤監査役に新井融および大森邦雄の両氏が選定され、就任いたしました。

なお、平成27年２月13日開催の取締役会において、執行役員に藤本正明氏を選任し、本総会終了後に開催されました取締役会後に就任いたしました。

配当金のお支払いについて

第106期（平成26年12月期）期末配当金は、１株につき10円と決定いたしましたので、同封の「株主配当金領収証」により、平成27年３月30日から平成27年４月30日までにお近くのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口にてお受け取りください。

また、銀行口座もしくは証券会社等の口座への振込をご指定いただいております株主のみなさまは、同封の配当金関係書類をご確認くださいますようお願い申し上げます。

以　上

（ご参考）

第２号議案の定款一部変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変　更　前　定　款	変　更　後　定　款
（目　的） 第２条 １．～14.　（条文省略） （　新　設　） <u>15</u>. 前各号に付帯関連する一切の事業 第３条～第26条　（条文省略）	（目　的） 第２条 １．～14.　（現行どおり） <u>15. 保育に関する事業</u> <u>16</u>. 前各号に付帯関連する一切の事業 第３条～第26条　（現行どおり）

変　更　前　定　款	変　更　後　定　款
（取締役の責任免除） 第27条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（取締役の責任免除） 第 27 条 （現行どおり）
②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第28条～第36条　（条文省略）	第28条～第36条　（現行どおり）
（監査役の責任免除） 第37条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（監査役の責任免除） 第37条 （現行どおり）
②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第38条～第40条　（条文省略）	第38条～第40条　（現行どおり）
（　新　設　）	附則 第27条第２項および第37条第２項の変更は、平成27年５月１日にその効力が生じるものとする。 なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。